

A-14 広島県空き家の適正管理等に関する相談体制整備事業			
事業主体	広島県空き家対策推進協議会		
対象地域	広島県内全域		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県全域を対象とした相談体制を、県及び市町、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会と連携して整備。</li> <li>・ 広域相談窓口2箇所を広島市内の宅建協会と全日本不動産協会本部に設置し、全県の相談に対応</li> </ul>		
成果計測指標 (相談対応件数)	空き家所有者本人及び その家族等からの相談件数	空き家利用希望者 からの相談件数	合計
平成26年度の実績	202件	13件	215件
事業期間内の目標	400件	100件	500件
本事業期間内の成果 (H28年2月26日時点)	364件	22件	386件

## 1. 事業の背景と目的

広島県空き家対策推進協議会が、空き家の適正管理等に関する相談体制に取り組むに至った背景については、県内で一元的に空き家相談に対応する窓口が明確化されておらず、空き家所有者への情報提供も不十分であったことが挙げられる。

一方、平成25年度住宅・土地統計調査によれば、広島県の住宅数は約139万戸で、そのうち空き家は22万戸ある。空き家率15.9%は、「ほぼ6戸に1戸が空き家」という状況で平成20年の前回調査から空き家数が約2万戸、空き家率が1.3ポイント増加している。また、管理が不適切になりがちと言われている「その他の住宅」は約10万戸と平成20年の前回調査から約2.5万戸増加している。

こうした中、本県では、平成26年6月に広島県、市町、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会広島県本部で構成する「広島県空き家対策推進協議会」（以下、「推進協議会」）を設立し、全県的な空き家問題への取組みを開始し、空き家相談窓口を同年7月に公益社団法人広島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会広島県本部に設置した。

昨年度に引き続き、推進協議会の構成団体である宅建協会と全日不動産協会に空き家所有者からの様々な相談をワンストップで受けられることができる相談窓口を設置し、空き家の活用促進や危険空き家の発生の抑制を図る。

## 2. 事業の内容

### (1) 事業概要

市町、宅建協会、全日不動産協会等と連携し、次表1に掲載する事業を実施した。

表1 実施事業一覧表

取組項目	概要
①相談業務に必要な基礎情報調査	・市町にアンケート調査を行い、昨年度作成した県内各市町の空き家に関する補助制度等リストを時点修正し、相談マニュアルに反映した。

取組項目	概要	取組項目
②相談員の研修・育成	1) 相談マニュアルの改訂	・昨年度作成した相談マニュアルを基に、県・市町等で構成するワーキングで実効性のある相談マニュアルの検討・改訂を行った。
	2) 相談員の研修の実施	・市町での相談窓口の開始の支援として、相談対応を行う各市町の職員を対象に、宅建協会相談員を講師として、相談窓口での相談の流れ、相談票の書き方、連携する主体への取次ぎ方法等の研修を行うとともに、具体的な相談事例を情報共有した。
③情報提供に資する資料等の作成	1) 事業者リスト，サービス内容等の比較表の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①の内容を踏まえ、ひろしま空き家の窓口のHPで市町補助制度等を公表した。</li> <li>・業者については、不動産コンシェルジュ中国地区協議会の規約で規定する賛助会員をHPで公表した。</li> </ul>
④相談業務の実施	1) 相談窓口での相談業務実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、広域相談窓口を2箇所（宅建協会内，全日不動産協会内）に設置し、面談・電話・メール・FAXの相談業務を実施した。</li> <li>・宅建協会では相談者に相談後の追跡アンケートを実施し、今後の空き家の用途等について把握した。</li> </ul>
	2) 各市町や各種イベントでの空き家無料相談会の実施	・毎月第3土曜日に、宅建協会及び各市町で宅建協会の協会会員が相談員となってセミナー及び無料相談会を実施した。
	3) 相談窓口の周知	・相談窓口の設置について、ポスター、チラシ、協議会ホームページ、広報誌等で周知を行った。
⑤その他相談体制の整備効果を高めるために必要と思われる事業	1) 相談を通じて必要とされる空き家等の診断，調査体制の整備	・空き家の活用を促すため、利活用意向のある相談者の空き家を主な対象として、宅建協会会員が現地に赴き、空き家の「評価・査定」と、利活用の際の改修の必要性の有無を判断する「簡易検査」を、宅建協会及び市町が相互に連携して実施した。
	2) 空き家等の所有者以外も対象とした空き家等の適正管理等の一般化・普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面地に市街地を形成していることによる交通の便の悪さ等により、平野部への住替えが促進され、斜面地の管理不全空き家の問題が深刻化している、呉市を昨年度に引き続き啓発モデル事業の対象とし、空き家の活用等をテーマとした講演会を行った。</li> <li>・今年度は呉市のモデル事業を波及させ、江田島市においても、空き家の活用等をテーマとした講演会を行った。</li> </ul>

## (2) 事業の手順

事業開始（平成 27 年 6 月 26 日）から事業終了（平成 28 年 2 月 26 日）までの間の事業の内容と手順を、次表 2 のように進めた。

表 2 事業の実施実績表

対象事業	細項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1) 相談業務に必要となる基礎情報調査	2) 市町村の担当窓口・支援制度等に係る調査【県】									
	1) 相談マニュアルの改訂【県・市町等】									
2) 相談員の研修・育成	2) 市町向け相談員研修の実施【県】	市町村職員向け 相談員研修 ●						市町村職員向け 相談員研修 ●		市町村職員向け 相談員研修 ●
	①公表可能な事業者リスト、サービス内容の一覧表等の作成【県】									
4) 相談事務の実施	1) 相談事業の実施【宅建、全日、市町】									
	2) 各市町や各種イベントでの空き家無料相談会を開催【呉市、江田島市、世羅町等】									
	3) 窓口の周知【宅建、全日、県、市町】				継続的な広報					
5) 効果促進事業	1) 空き家の評価・査定及び活用可能性等に係る簡易検査の継続実施【宅建、全日】									
	2) ア 呉市での「空き家対策講演会」の実施【呉市】						空き家対策 講演会 (呉市) ●			
	2) イ 他市町（江田島市）における「空き家対策市民説明会」、「空き家対策講演会」の実施【江田島市】				江田島市 空き家活用 住民説明会 (江田島市) ●					

## (3) 事業内容

### ①相談業務に必要となる基礎情報調査

市町にアンケート調査を行い、昨年度作成した県内各市町の空き家に関する補助制度等リストを修正した。改修補助制度のある市町は昨年度から 3 町、除却補助制度のある市町は昨年度から 1 町増加した。

表 3 【改修等補助制度】（※下線部 平成 27 年度創設）

市町名	事業名	補助費用
広島市	広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業	リフォーム費用の 50%かつ 50 万円
竹原市	竹原市子育て・高齢者・あんしん住宅改修助成事業	住宅改修に要する費用の 10%かつ 10 万円
尾道市	尾道市空き家再生促進事業補助金	空き家の改修に要する経費の 2/3かつ 60 万円
三原市	空き家改修等支援事業	機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事に要する費用の 50%かつ 30 万円
三次市	三次市空き家サポート事業	生活に必要な改修工事費用の 50%かつ 120 万円

市町名	事業名	補助費用
庄原市	庄原市転入定住者住宅取得および改修補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所、便所、浴室および居室を備える住宅の新築または購入に要する費用（上限100万円）</li> <li>・既存住宅の維持または向上のために行う増築、改築、模様替えまたは改造に要する費用（上限50万円）</li> </ul>
廿日市市	空き家改修費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク登録物件として売買または賃貸借した住宅等に係る改修費の10%かつ10万円</li> </ul>
庄原市	転入定住者住宅取得及び改修補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の居住を目的に、台所、便所、浴室および居室を備える住宅の新築または購入費（上限100万円）</li> <li>・既存住宅の維持または向上のために行う増築、改築、模様替えまたは改造で、経費（上限50万円）</li> </ul>
安芸高田市	空き家改修事業補助金	住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築、修繕、模様替え、設備改善工事に係る費用の50%かつ100万円
安芸太田町	定住促進空き家活用事業	台所、浴室、便所、洗面所等の改修およびこれらに附属する備品の購入、内装、屋根、外壁等の改修に係る費用の50%かつ50万円
<u>北広島町</u>	<u>空き家情報バンク登録物件増築補助金</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>空き家の購入に係る費用（20万円～60万円）</u></li> <li>・<u>空き家の改修に係る費用（10万円～50万円）</u></li> </ul>
世羅町	定住促進空き家活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンクに登録した空き家所有者と利用登録した借主・買主との契約が成立した物件の改修等にかかる経費（上限30万円）</li> </ul>
神石高原町	空き家及び住宅改修補助金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク登録物件を購入したIJU（移住）者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者などによる、自宅改修工事にかかる費用の50%かつ50万円</li> </ul>

表4【除却補助制度】（※下線部 平成27年度創設）

市町名	事業名	補助費用
呉市	危険建築物除却推進事業	補助対象工事に要する経費の30%かつ30万円
尾道市	老朽危険建築物除却促進事業	除却に要する経費の2/3かつ60万円
三次市	危険家屋除却補助事業	補助対象工事に要する経費の1/3かつ30万円
江田島市	危険家屋除却補助事業	補助対象工事に要する経費の30%かつ30万円
<u>大崎上島町</u>	<u>危険建物除却促進事業</u>	<u>補助対象工事に要する経費の30%かつ30万円</u>
世羅町	世羅町老朽住宅除却等事業	除却費用の80%かつ100万円

## ②相談員の研修育成

### 1) 空き家相談マニュアルの改訂

昨年度策定した空き家相談対応マニュアルについて、今後の各市町での空き家相談を支援するため、各市町に意見照会を行い、関係法令や市町補助制度の更新・追加等の改訂を行った。

# 資料 1 相談マニュアル本編の目次

目 次	
第1章 現状と課題	・・・1
1 ひろしま空き家の窓口	・・・1
(1) 相談窓口	
(2) 相談体制	
(3) 現在までの相談実績	
(4) 相談窓口周知方法	
(5) 空き家所有者追跡アンケート	
(6) 空き家無料相談会	
2 各市町の空き家問題の現状	・・・10
(1) 空き家問題の発生状況	
(2) 空き家の所有者が抱えていると思われる問題	
(3) 取組体制等の課題	
3 他県の空き家相談の事例	・・・15
(1) 九州・住宅流通促進協議会	
(2) NPO法人空き家コンサルジュ	
(3) 高岡市空き家活用推進協議会	
第2章 各市町の空き家相談の方向性	・・・21
1 各市町に設置する相談窓口	・・・21
(1) 相談窓口を設置する意義	
(2) 相談窓口設置方法等	
(3) ひろしま空き家の窓口との連携	
2 空き家相談における各主体の役割	・・・24
県、市町、宅建協会、全日不動産関係団体等の役割	
第3章 具体的な対応方法	・・・25
1 相談員の役割と留意点	・・・25
(1) 相談員の役割	
(2) 相談員の心得	
(3) よき相談員であるための5つのポイント	

第3章 具体的な対応方法	・・・25
1 相談員の役割と留意点	・・・25
(1) 相談員の役割	
(2) 相談員の心得	
(3) よき相談員であるための5つのポイント	
2 相談対応時に参考とする資料の概要	・・・26
(1) 相談対応フロー	
(2) 相談受付票	
(3) 基礎知識集	
(4) 空き家相談関係事例集	
(5) 市町等相談窓口連絡先	
(6) 市町等の各種支援制度一覧	
(7) 相談者に提供可能な事業者リスト	
(8) 適正管理のためのポイント・チェックシート	
3 相談対応の流れ	・・・27
(1) 全体の流れ	
(2) 売買	
(3) 賃貸	
(4) 質借	
(5) 管理	
(6) 解体	
(7) 税務・法務	
(8) 近隣からの苦情	
(9) その他	
(10) 相談受付票の取扱いについて	
4 相談窓口の今後の方向性	・・・36
(1) 相談マニュアルの更新 (PLAN)	
(2) 相談対応 (DO)	
(3) 相談員相談会の実施 (CHECK)	
(4) 課題の抽出 (ACT)	

# 資料 2 相談マニュアル資料編 相談対応フロー

資料編

(1) 相談対応フロー

凡例

- トータースクリプト
- 対応
- 空き家所有者への対応
- 空き家所有者以外への対応

資料番号	資料名	内容
(1)	相談対応フロー	相談初期対応時のシナリオを含めた相談対応フローです。相談対応の大きなフローを示しています。
(2)	相談受付票	統一の相談受付票です。相談対応時には、本相談票を使用してください。相談者の氏名や相談項目、空き家の情報、相談対応状況等の記載欄を設けています。
(3)	基礎知識集	相談対応に必要な、売買、賃貸、管理等の基礎知識を取りまとめたものです。相談対応時の補助資料として使用してください。
(4)	空き家相談関係事例集	相談項目別に代表的な相談事例やトラブル事例を取りまとめたものです。相談対応時の補助資料として使用してください。
(5)	各相談窓口連絡先	市町・各都道府県・関係団体の相談窓口連絡先を取りまとめたものです。関係機関等に取り次ぐ際にご利用ください。
(6)	市町等の各種支援制度一覧	市町等の空き家関係補助事業の概要を取りまとめたものです。補助制度に関する相談があった場合の参考にしてください。
(7)	相談者に提供可能な事業者リスト	宅建・全日の紹介可能な協会会員を取りまとめたものです。相談者から事業者紹介依頼を受けた場合は、本リストを活用してください。相談者には、トラブル防止のため、直接事業者とやり取りする前に、事業者の所属する各協会に連絡するように説明してください。
(8)	適正管理のためのポイント・チェックシート	空き家所有者が適正管理するためのチェックシートです。適宜相談者に配布してください。

参考資料一覧表

## 2) 相談員研修の実施

昨年度策定した空き家相談対応マニュアルを基に、今後の各市町での空き家相談を支援するため、市町職員を対象として、相談対応に必要なスキル等が身に着くよう研修を実施した。

相談員研修では、相談マニュアルの更新時期や更新方法等の質問が寄せられた。

表5 相談員研修日程等

日時	会議名	内容	参加者数	参加市町数
6月17日(水)	空き家対策推進協議会	相談対応マニュアルの説明・意見照会	63名	23市町 (全市町)
12月18日(金)	空き家対策推進協議会	相談対応マニュアルの修正案説明	40名	21市町
2月17日(水)	ひろしま空き家の窓口成果報告会	相談員等による相談実績・相談事例の説明	36名	18市町



写真1 相談員研修の様子



写真2 相談員研修の様子

## ③空き家等の所有者への情報提供に資する資料等の作成

### 2) 公表可能な事業者リスト、サービス内容等の一覧表

不動産コンシェルジュ中国地区協議会の規約で規定する賛助会員をHPで公表している。

サービス会社を探す

中古住宅を購入、及びリフォーム時に役に立つ保証会社、工務店など住宅関連事業者を検索できます。

ステップ1: 地図からお住まいの地域を選択して下さい

選択中の都道府県: 広島県

ステップ2: サービスを選択して下さい(複数選択可)

<b>保険</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 新築住宅瑕疵保険	<input type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵保険	<input type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険	<input type="checkbox"/> 大規模修繕瑕疵保険
<input type="checkbox"/> 火災保険	<input type="checkbox"/> 生命保険		
<b>評価</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 長期優良住宅	<input type="checkbox"/> 住宅性能証明書	<input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書	<input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書
<input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書	<input type="checkbox"/> 住宅履歴情報	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定評価	<input type="checkbox"/> フラット35適合証明書
<b>金融</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 事業支援	<input type="checkbox"/> フラット35S	<input type="checkbox"/> フラット35	
<b>調査・診断</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 耐震診断	<input type="checkbox"/> 地盤調査	<input type="checkbox"/> 土壌汚染調査	<input type="checkbox"/> シロアリ調査
<input type="checkbox"/> 建物検査			
<b>設備</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> オール電化	<input type="checkbox"/> エコジョーズ	<input type="checkbox"/> エコキュート
<input type="checkbox"/> 防犯			
<b>リフォーム</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> リフォーム屋根	<input type="checkbox"/> リフォーム外壁	<input type="checkbox"/> リフォーム改築	<input type="checkbox"/> リフォーム窓
<input type="checkbox"/> リフォームキッチン	<input type="checkbox"/> リフォーム洗面室	<input type="checkbox"/> リフォーム浴室	<input type="checkbox"/> リフォームトイレ
<input type="checkbox"/> 制震リフォーム	<input type="checkbox"/> バリアフリーリフォーム	<input type="checkbox"/> 省エネリフォーム	
<b>提供サービス</b> <input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 建て替え	<input type="checkbox"/> 増改築	<input type="checkbox"/> 設計・デザイン	<input type="checkbox"/> 冷暖房工事
<input type="checkbox"/> 給排水工事	<input type="checkbox"/> 配管工事	<input type="checkbox"/> クロス張替え	<input type="checkbox"/> ガス工事
<input type="checkbox"/> 電気工事	<input type="checkbox"/> エクステリア	<input checked="" type="checkbox"/> 解体	<input type="checkbox"/> 注文住宅
<input type="checkbox"/> 耐震改修	<input type="checkbox"/> 家財整理	<input type="checkbox"/> 清掃	

資料3 不動産コンシェルジュ中国地区協議会のHP(抜粋)

#### ④相談事務の実施

##### 1)相談事業実施

昨年度に引き続き宅建協会、全日不動産協会内に「ひろしま空き家の窓口」を設置し、面談・電話・メールにより相談業務を実施した。相談員は、宅建協会相談窓口に2名、全日不動産協会に1名配置し、相談員がそれぞれ相談受付票を基に相談者からヒアリングを行い、適切なアドバイスを行うほか、要望があれば市町や住宅関連事業者を紹介している。

宅建協会の場合は関連事業者72社（司法書士10、金融機関3、税理士4、家財整理3、土地家屋調査士2、工務店9、建物検査機関8、解体業者19、弁護士3、保険5等）と連携しており、相談内容や状況に応じて、事業者を紹介した。

例えば、相続の場合は、

- ① 相談者の所在地近くの司法書士を選定し、司法書士から相談者へ電話連絡をするようにした。
- ② 面談の場合は、司法書士や宅建業者など関連のありそうな事業者が同席し、事前予約制で個別相談会を行った。
- ③ 相談者が高齢・入院中であれば、司法書士が会いに行き、無料で相談に応じた。

相談後に相談者が事業者へ個別に依頼する場合は、事前に見積金額を提示するようにした。解体業者を紹介する場合は、2社以上を紹介し、見積書や解体工事の写真、請求書の取寄せを行い、事例をホームページに掲載した。

相談後のアフターフォローとして、相談者に対して追跡調査を行い、紹介した事業者の対応やその後の進捗状況の確認を行った。

##### 2)各市町や各種イベントでの空き家無料相談会の実施

###### ○空き家無料相談会の拡充実施

昨年1月から実施している「空き家無料相談会」を今年度は江田島市、世羅町、呉市、竹原市等、各市町でも実施し、相談会の拡充を図るとともに、相談窓口の周知を実施した。

相談は、事前予約制で、あらかじめ相談窓口で相談内容の聞き取りを行い、司法書士や宅建業者など関連のありそうな事業者が同席し、1組約30分で面談した。相談後に全員（相談者・事業者）に聞き取りを行い、その後どうするかについて確認を行った。

市町の役割は、会場のセッティングと広報を行い、相談者から物件の簡易査定依頼があれば、宅建協会と連携して、市町の空き家バンクへ登録した。

開催日	主催会場	セミナー参加者	相談組数
平成27年7月18日(土)	宅建協会	25名	10組
平成27年8月13日(木)	江田島市農村環境改善センター	32名	8組
平成27年8月23日(日)	世羅町せら文化センター2階小ホール	—	6組
平成27年9月12日(土)	呉市つばき会館4階	—	5組
平成27年9月19日(土)	(公社)広島県宅地建物取引業協会	11名	7組
平成27年10月17日(土)	(公社)広島県宅地建物取引業協会	—	2組
平成27年11月21日(土)	(公社)広島県宅地建物取引業協会	—	2組
平成27年12月6日(日)	竹原市たけはら美術館文化創造ホール	—	3組



開催日	主催会場	セミナー参加者	相談組数
平成 27 年 12 月 19 日(土)	(公社)広島県宅地建物取引業協会	無	3 組
平成 28 年 2 月 20 日(土)	(公社)広島県宅地建物取引業協会	無	3 組
平成 28 年 3 月 25 日(金)	安芸高田市	予定	
平成 28 年 3 月 28 日(月)	大竹市	予定	
計		68 名	49 組

表 6 空き家無料相談会の実施状況



写真 3 空き家無料相談会の実施状況

### 3) 相談窓口の周知

昨年と同様に、市町にひろしま空き家の窓口のチラシを全市町（支所も含む）、図書館等の公共施設、消費生活センター等の関係機関に配架するとともに、県のホームページに掲載し、広く周知を図った。平成 28 年 1 月新聞記事（無料）で取組みの紹介。

#### 資料 4 チラシ



#### 資料 5 広島県ホームページ



#### 資料 6 宅建協会ホームページ





#### 4) 相談実績

相談 1 件当たりの相談時間は初回 30 分。その後、事業者との連携や追跡調査に要する相談者とのやり取りで日をまたいで約 2 時間。簡易査定を行う場合は、更に 2 時間かかる。

当該空き家所有者等の相談の他に、近隣住民からの苦情相談が 3 件あり、市町に取次いだ。成約件数 65 件、相談者が辞退及び断念した件数 27 件にのぼっている。

また、「空き家バンクの相談等に関する協定」について、昨年度の協定市町は 15 市町だったが、新たに広島市と大竹市と協定を締結し、17 市町となった。

その結果、相談件数 385 件、成約件数 65 件（売買 43 件、賃貸 4 件、解体 6 件、管理 1 件）となり、昨年度から共に増加している。

表 7～10 のとおり、相談者の内訳として、広島市や呉市等の人口が多く相談窓口に近い市からの相談が多く、空き家所有者からの相談が大半を占め、続いて、空き家所有者の親族など空き家所有者以外の方からの相談が多くあった。また、相談者の 8 割程度は、県内在住者であった。

相談者の相談方法としては、電話相談が最も多く、続いて相談会が多くあった。初期相談方法としては、電話が最も有効であると考えられる。また、相談会を昨年度 1 月から定期的に開催している効果も表れていると言える。

相談者が相談窓口を知った方法としては、県や市町の窓口からの紹介が 229 件と最も多くあった。このことから、全市町への窓口周知が効果的であったと考えられる。

表 7 各市町別 相談内容（宅建協会での相談件数）

市町	相談内容											※2 調査	※2 成約内容										
	売買	賃貸	解体	※1 検査	改修	住替	管理	相続	家財	複合	合計		売買	賃貸	解体	改修	住替	管理	相続	家財	合計		
広島市	23	11	10	3	2	0	0	4	4	18	75	2	13	0	3	0	0	1	1	3	21		
呉市	13	2	7	2	1	0	1	4	2	10	42	3	4	0	0	0	0	2	0	0	6		
竹原市	15	8	7	0	0	0	0	4	2	14	50	6	0	1	0	0	0	1	0	2			
三原市	5	2	0	1	0	0	0	0	2	2	12	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2		
尾道市	3	2	2	0	0	0	0	1	0	2	10	3	1	0	0	0	0	1	0	2			
福山市	6	1	2	2	1	0	0	0	1	2	15	1	2	0	2	0	0	0	0	0	4		
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
三次市	8	3	0	1	0	0	0	2	2	7	23	6	3	0	0	0	0	0	0	3			
庄原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大竹市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東広島市	3	1	0	1	0	0	0	0	2	2	9	4	0	2	0	0	0	0	0	2			
廿日市市	6	4	0	3	0	0	0	0	0	2	15	4	4	1	0	0	0	0	0	5			
安芸高田市	14	2	0	0	0	0	0	2	1	3	22	12	4	0	0	0	0	1	0	5			
江田島市	8	2	2	0	1	0	0	3	1	10	27	6	1	0	0	0	0	1	0	2			
府中町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1			
海田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊野町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2			
坂町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	2			
安芸太田町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北広島町	10	3	1	0	0	0	0	1	0	5	20	4	1	0	0	0	0	0	0	1			
大崎上島町	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
世羅町	8	1	1	0	0	0	0	0	0	5	15	2	1	0	0	0	0	0	0	1			
神石高原町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	3			
その他	3	4	2	0	0	0	0	0	0	2	11	0	1	0	0	0	0	0	0	1			
合計	133	48	34	14	5	0	2	21	17	87	361	62	43	4	6	0	1	7	4	65			

※1:検査は、既存住宅売買瑕疵保険または耐震診断です。

※2:調査及び成約は、過去の相談により実施された件数も含まれます。

※3:複合は、売買と賃貸両方の査定依頼など、複数の相談があった場合の件数です。

表 8 相談者の所在地別の相談方法

相談者の所在地	電話	メール	来訪	相談会	その他	計
県内在住者	230	1	19	49		299
県外在住者	81	1	1	2		85

表9 相談者及び相談内容別・相談方法別の相談件数

		相談方法					
		電話	メール	来訪	相談会	その他	計
空き家所有者本人	管理	0	1	0	0	0	1
	売買	85	0	4	25	0	114
	賃貸	15	0	0	2	0	17
	解体	18	0	4	2	0	24
	上記以外	23	0	1	1	0	25
	複合	51	0	4	1	0	56
	小計	192	1	13	31	0	237
所有者本人以外	管理	0	0	0	0	0	0
	売買	36	0	0	14	0	50
	賃貸	7	0	1	1	0	9
	解体	9	0	3	2	0	14
	上記以外	17	1	1	7	0	26
	複合	23	0	0	5	0	28
	小計	92	1	5	29	0	127
空き家利用希望者	管理	0	0	0	0	0	0
	売買	8	0	1	0	0	9
	賃貸	8	0	1	0	0	9
	解体	0	0	0	1	0	1
	上記以外	0	0	0	0	0	0
	複合	2	0	1	0	0	3
	小計	18	0	3	1	0	22
合計	管理	0	1	0	0	0	1
	売買	129	0	5	39	0	173
	賃貸	30	0	1	3	0	34
	解体	27	0	7	5	0	39
	上記以外	40	1	2	8	0	51
	複合	76	0	5	6	0	87
	計	302	2	20	61	0	385

表10 相談者が相談窓口等を知った方法

	相談者の内訳	具体的な方法								
		事業主体等のホームページ	窓口周知チラシ、パンフレット	都道府県・市町村の広報誌	都道府県・市町村窓口からの紹介	連携団体からの紹介	開催した空き家セミナー、勉強会等	新聞・雑誌・テレビ等のメディア情報	その他	合計
相談窓口	都道府県内在住者	63	20	15	142	11	1	24	1	277
	都道府県外在住者	9	1	0	72	3	0	0	0	85
	計	72	21	15	214	14	1	24	1	362
出前相談会等	都道府県内在住者	0	0	7	15	0	0	46	1	69
	都道府県外在住者	0	0	0	0	0	0	1	8	9
	計	0	0	7	15	0	0	47	9	78

## 写真4 解体事例

### ◇経緯

6月30日	相談窓口へ解体業者を紹介して欲しいと依頼があり、聞き取りを行った。
7月2日	売却予定が無く、調査依頼も無かったが、解体した場合、売却困難なケースも想定されるため、宅建業者を選定し、相談者の承諾を得て、現場調査を行った。(調査費用なし) 調査内容(現場目視確認、周辺事例の収集、都市計画、急傾斜地崩壊危険箇所、接道状況、価格査定など)から、解体しても問題ないと判断された。
7月6日～ 7月9日	解体業者を2社紹介し、相談者立ち合いのもと、現地調査を行い、見積書が相談者及び相談窓口へ提出された。見積内容について、それぞれの解体業者が説明を行い、安全面で信頼できる理由から金額が高い解体業者へ発注があった。
8月12日	解体作業完了(解体業者から現場写真、請求書等の提出が相談窓口へあった。)
8月20日	相談者へホームページ掲載用の資料を送り、掲載許可を得た。
8月24日	相談窓口で滅失登記の確認を行った。



解体前



解体後

表11 工事内容

名称	適用	数量	単位	単価	金額
木造2階解体工事	ミニBH重機解体	22	坪	30,000	660,000
解体足場	単管・シート	150	m	800	120,000
倉庫解体工事		7	坪	30,000	210,000
植栽撤去工事	4t車	2	台	55,000	110,000
一般家庭残器物撤去工事	4t車	1	台	75,000	75,000
レッカー廃材荷卸し作業	25tレッカー	5	日	56,000	280,000
諸経費		1	式		72,750
				値引き	△7,750
				小計	1,520,000
				消費税	121,600
				合計	1,641,600

## ⑤効果促進事業

### 1)相談を通じて必要とされる空き家等の診断，調査体制の整備

#### ●取組内容

空き家の利活用を促進するために、昨年度に引き続き、利活用意向のある相談者の空き家を主な対象として、宅建業協会会員が現地に赴き、空き家の「評価・査定」と、利活用の際の改修の必要性の有無を判断する「簡易検査」を、宅建協会及び市町が相互に連携して実施するとともに、広島県宅建協会の独自事業として調査費用（1件3万円）を協会が負担する形で、住宅ローン減税等の適用要件である既存住宅売買瑕疵保険への診断調査及び耐震診断調査を実施した。

#### ●周知方法

一般消費者及び宅建協会会員（宅建業者）にインターネットで告知。

#### ●診断件数

効果促進事業として実施した簡易査定62件のうち、宅建協会が独自に費用負担した既存住宅売買瑕疵保険事前検査数は25件（合格15件，不合格9件，保留1件）であった。耐震診断も支援対象としていたが、既存住宅売買瑕疵保険事前検査による申し込みのみだった。原因としては、旧耐震の物件は、市町の耐震診断や耐震改修の補助制度もあったが、耐震診断については、簡易検査で合格することがなく、改修費用が高くなるため、相談者から耐震診断の要望はなかった。

#### ●診断結果

合格及び診断済みの物件をインターネットに掲載し、住宅購入者に対してPRを図った。また、不合格の場合は、事前に修繕費用の見積書を取り、購入希望者が現れた場合に説明した。診断については、売主及び買主共に概ね満足しているが、建物が傾斜した物件などは高額な修繕費用が生じ、売却価格を下げざるを得なかった売主はかなり落胆したケースがあった。

## 資料7 診断の様子



小屋裏点検口より覗き込み、目視・触診可能な範囲の異常の有無を確認。（雨漏れ跡、構造等）



建物に歪みがある可能性が確認された場合は水平器で傾きを確認。

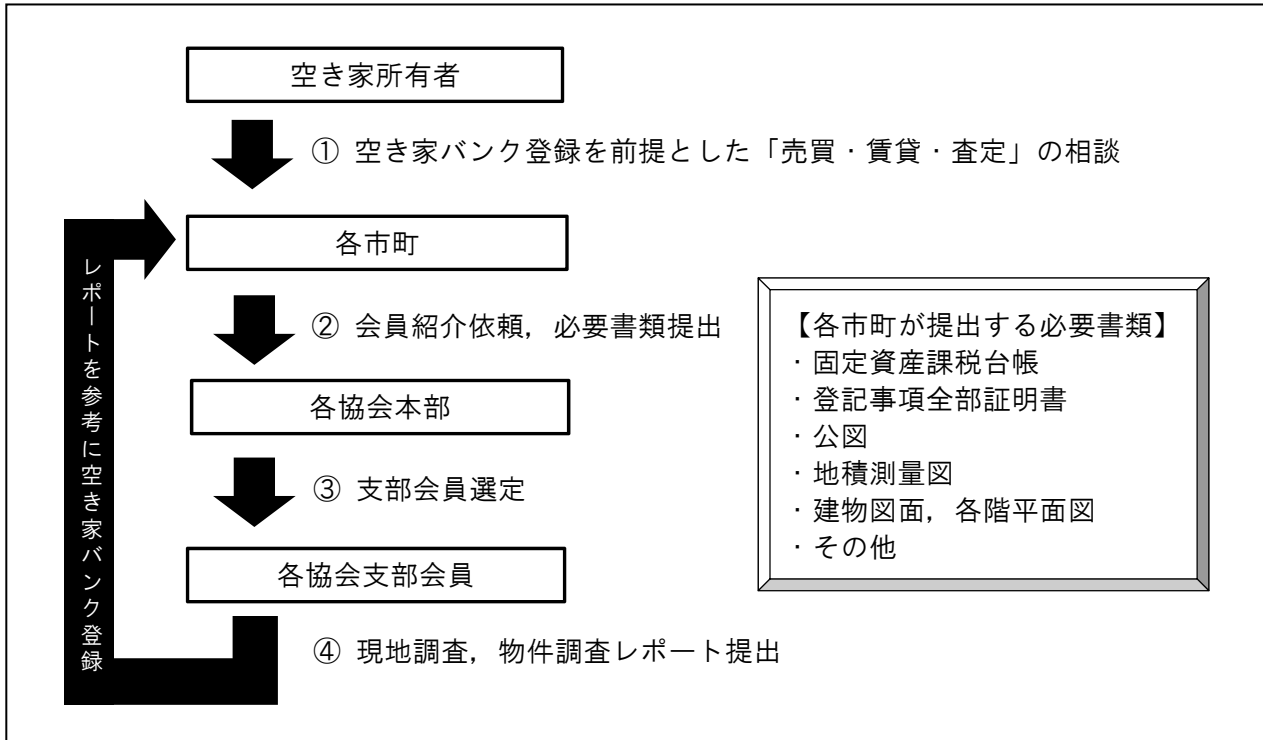


基礎目視検査(クラックの幅をクラックスケールで計測)



床下点検口より覗き込み、目視・触診可能な範囲の異常の有無を確認。

資料8 評価・査定及び簡易診断の物件調査レポートフロー



資料9 物件調査レポート（抜粋）

**物件調査レポート②**

物件所在地	広島県		
交通			
物件の種類	(住宅、店舗、店舗兼住宅など)		
査定金額 (合計)	円	査定金額 (土地のみ)	円
		査定金額 (建物のみ)	円
土地面積	㎡ (坪)	建物面積	㎡ (坪)
その他 土地・建物			
延床面積	1階 ㎡	2階 ㎡	3階 ㎡ 計 ㎡
専有面積	㎡ ※賃貸希望の場合		
構造		屋根	
間取タイプ		建物規模	階建
間取内訳	1階	<input type="checkbox"/> 居間 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ ( )	
		<input type="checkbox"/> 洋室 畳 畳 畳 畳 <input type="checkbox"/> 和室 畳 畳 畳 畳	
	2階	<input type="checkbox"/> 居間 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ ( )	
		<input type="checkbox"/> 洋室 畳 畳 畳 畳 <input type="checkbox"/> 和室 畳 畳 畳 畳	
その他			
登記 地目	宅地	㎡ (現況)	田 ㎡ (現況)
	畑	㎡ (現況)	山林 ㎡ (現況)
	雑種地	㎡ (現況)	㎡ (現況)
土地権利	( )		
都市計画		用途地域	
建ぺい率	%	容積率	%
形状等	私道負担等		
地勢	接道状況		
接面道路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合道路幅員 m <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道		
主要施設等 への距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	<input type="checkbox"/> バス停 km
	<input type="checkbox"/> 病院	km	<input type="checkbox"/> 消防署 km <input type="checkbox"/> 警察署 km
	<input type="checkbox"/> 幼稚園	km	<input type="checkbox"/> 小学校 km <input type="checkbox"/> 中学校 km
	<input type="checkbox"/> 高等学校	km	<input type="checkbox"/> スーパー km ( )

**物件調査レポート③**

建築年	年 月	増改築の有無	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	年 月頃
現況	<input type="checkbox"/> 所有者居住中 <input type="checkbox"/> 空き家	空き家になった時期		年 月頃
家屋の状態	現状のままであと何年住めそうか? (年) <input type="checkbox"/> 補修しなければ住めない <input type="checkbox"/> 補修しても住めない			
調査同行者	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 物件所有者 <input type="checkbox"/> 建物検査会社/会社名等( )			
瑕疵保険検査	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 (見積予想金額 円) <input type="checkbox"/> 依頼中 <input type="checkbox"/> 未検査			
耐震診断	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 (見積予想金額 円) <input type="checkbox"/> 依頼中 <input type="checkbox"/> 未診断			
設備 状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> 無 ( )		
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス ( )		
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 ( )		
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 ( )		
	下水道	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 ( )		
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 ( )		
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 近隣 ( )		
	テレビ	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 共同 ( )		
	ネット環境	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( )		
	その他			
田舎暮らし タイプ	<input type="checkbox"/> 市街化 <input type="checkbox"/> 買い物便利建物のみ <input type="checkbox"/> 山の近く <input type="checkbox"/> 川の近く <input type="checkbox"/> 海の近く <input type="checkbox"/> 鳥 <input type="checkbox"/> 古民家 <input type="checkbox"/> 改修可能物件 <input type="checkbox"/> 菜園または田畑付き			
中山間地域 直接支払 制度	農地の保全管理に関する事業の取り組み状況について <input type="checkbox"/> 取り組んでいる <input type="checkbox"/> 取り組んでいない			
法令上の 制限等				
特記事項				
参考事項				



## 2) 空き家等の所有者以外も対象とした空き家等の適正管理等の一般化・普及・啓発表

### ア呉市空き家対策講演会の実施

#### ●事業目的

空き家問題の現状と課題について、県民を対象に講演会を開催し課題解決に役立てることを目的に開催すると共に、老朽危険家屋予防のための啓発を図るため、呉市広市民センターに於いてパネル展示を行った。

#### ●ねらい

- ・空き家の有効利用などによる地域活性化策を立案する基礎的資料を得る。
- ・呉市の空き家対策の現状と今後の課題を県民に周知し、地域的課題を把握する。
- ・尾道市でNPOを立ち上げ、空き家再生に取り組んでいる豊田雅子氏を講師に招き、今後のまちづくりの参考とする。
- ・平成25年住宅・土地統計調査によると、呉市には空き家が約28,000戸存在すると言われており、危険な空き家も多数存在することから、危険家屋とならないよう、市民へ啓発するため、10点のパネルを展示する。

#### ●周知方法

全戸にチラシを回覧・自治会掲示板にチラシ掲示・市民センター窓口等にチラシ設置及びポスターを掲示・市広報紙・フェイスブック・地元情報誌に記事掲載した。

#### ●具体的な内容

次の日時、会場、講演内容等で実施した。

#### 【パネル展示】

日時 平成27年10月1日（木）～10月9日（金）

場所 呉市広市民センター1階ロビー

展示物 老朽危険家屋パネル10点

写真5 危険家屋1



写真6 危険家屋2



写真7 危険家屋3



写真8 危険家屋4



写真9 危険家屋5



写真10 危険家屋6





## 【空き家対策からまちづくりを考える県民向け講演会】

日 時 平成27年11月13日（金） 13:30～15:30

会 場 呉市 つばき会館 4階 音楽ホール

講演 「呉市の空き家対策の状況と今後の課題」

呉工業高等専門学校 教授 篠部 裕 氏

参加人数 180名

・篠部教授が、全国および呉市の空き家の現状・呉市の空き家対策の経緯と内容・呉市危険建物除却促進事業の利用者に対する調査からみた空き家の実態・呉市住民に対する意識調査からみた空き家の整備の評価と展望について講演した。

・豊田 雅子代表理事が、尾道の空き家再生を行う理由・きっかけ・現在の取り組み状況・今後の展望等を発表した。

（参加者の感想等）

・呉市の空き家問題の現状と他市町の先進的な事例を演題としていたので、呉市と他市町の状況や取組を聞いて全体的に大変勉強となったという声が多かった。

・尾道市空き家再生プロジェクトの取組については、取組を始めるきっかけとなった事などについての質問があった。



写真 11 講演会の様子



資料 10 講演会のチラシ

## イ他市町における「空き家対策講演会」の実施

### ●事業実施目的

江田島市は、県内において空き家率が高く、特に荷物を置いたままで利活用ができず、使われないまま廃屋に繋がるケースが多く見受けられる。空き家になる前、なった後にしておく整理術を学ぶことで、今後活用できない空き家を減らし、空き家バンク制度における登録物件数の増加を促す。

### ●周知方法

- ・広報たじま 9月号に講演会記事を掲載
- ・市ホームページにて講演会記事を掲載
- ・9月12日江田島市内配付の新聞に折込チラシを依頼
- ・市内の公共施設及び商店・不動産会社・金融機関にポスターの貼り出しを依頼
- ・固定資産税の家屋敷課税納付書内にチラシを同封
- ・防災無線（9月18日・19日）にて拡声器放送を行う

## ●具体的な内容

次の日時、会場、講演内容等で実施した。

### 【空き家問題対策講演会】

日時 平成27年9月19日(土) 13:30～15:30

会場 江田島市コミュニティセンター

講演 「空き家になった時、なる前にしておく整理」

一般社団法人 さくらブリッジ 理事 湯上 みどり 氏

参加人数 65名

当初想定していたよりも多くの参加者があり、空き家問題への関心の高さと、演題である「空き家になる前、なった後の荷物の整理術」が関心の持てる内容だったのではないかと考えている。

核家族化が進む中で、子どもが巣立ってしまった後は、どの家でもいつ空き家になってもおかしくない状態であり、また家族間でのコミュニケーションが少ないために、家族が亡くなった後に、大量の荷物整理に迫られ、本当に捨てるか良いものか悩むケースが多いとの内容だった。家族間で荷物におけるコミュニケーションを図ることで、空き家になってもスムーズに売買又は賃貸の物件として利活用が可能であり、家族への負担を減らす事ができるというアドバイスだった。

(参加者の感想等)

- ・空き家の相談を日頃から受ける自治会の役員の方からは、空き家になったときの荷物の整理術のノウハウが聞けて、今後の相談対応に活かしていけそうなので大変良かったとの声もあった。
- ・また、空き家のアルバムの処分に困っているため、写真はどの様に処分したら良いのか等の具体的な質問もあった。



写真 12 講演会の様子

江田島市 空き家に手を付けられず悩んでいませんか?  
**「空き家問題」対策講演会**  
「空き家になった時、なる前にしておく整理」  
～解決に向けて一歩前進するための片付け～  
空き家所有者の悩み上位は「物の片付け」。  
家族が抱えるその現状と空き家問題解決につなげるための第一歩でもある思い出の物の整理について具体例をあげながらお話しいただきます。また、空き家になる前にしておく整理としてモノのつきあい方や周りのコミュニケーションの重要性、地域で取り組む空き家対策など。  
講師 **湯上 みどり氏**  
講師プロフィール  
・(株) コムパルス 取締役兼顧問、元、広島県立大学 准教授  
・空き家問題解決プロジェクトリーダー(一般社団法人さくらブリッジ)理事  
・住宅の売却、のり家業(建築業)従事。と、長年と空き家問題に関与。  
・空き家に置くことを大原則とし、片付けサポートを重視。  
・全県唯一、解体業者の片付けなどの地域情報も豊富。  
平成27年 開場 13:00  
日時 **9/19(土) 13:30～15:30** 参加費 **無料**  
場所 **江田島市コミュニティセンター** (江田島市江田島町4-6)  
主催 **江田島市** 共催 **広島県空き家対策推進協議会**  
(お問い合わせ) 江田島市交流促進課 TEL 0823-40-2785

資料 11 講演会のチラシ

### 3. 事後評価

#### ①相談業務に必要な基礎情報調査

市町アンケートを通じて、各市町の空き家対策の取組状況を詳細に知ることができ、マニュアルづくりの参考となった。

#### ②相談員の研修・育成

相談対応の流れ、空き家対策の基礎知識及びQ&Aを充実し、はじめての相談員でも相談対応の方法が理解できるマニュアルとすることで、各市町の空き家相談を支援した。

また、昨年度より相談員研修を増やし、相談事例を通じた研修を行うことで、相談員のスキルアップを図った。

#### ③空き家等の所有者への情報提供に資する資料等の作成

事業者の一部を不動産コンシェルジュ中国地区協議会のHPで公表しており、年々公表可能な事業者数が増加している。

#### ④相談業務の実施

ホームページの充実化と行政窓口からの紹介が有効であった。メディア情報は、費用が掛かるため、社会問題として取り扱われるようにすると、効果が見込める。

相談窓口における受付体制については、受付スタッフ全員で打ち合せを行い、進捗状況や取次先等を確認したため、トラブルはなかった。

成約件数は65件となり、昨年度の18件を大きく上回った。これは、昨年度途中から行った追跡調査の効果であると考えられる。

紹介する事業者（宅地建物取引士、司法書士、解体業者、土地家屋調査士、建物検査機関等）とは、業種ごとに数社での意見交換を行い、取次の連携がスムーズにいくよう調整した。また、相談者が高齢の場合は、自宅や病院まで事業者が訪れ、無料で相談に応じるなどの対応をした。

また、告知方法が限られていたため、目標とする相談件数400件にはわずかに到達しなかった。

空き家利用希望者からの問い合わせは21件あったが、空き家バンクホームページ（物件掲載数約1万件）を紹介したため、相談窓口が直接空き家を紹介することはなかった。

#### ⑤効果促進事業

昨年度は、斜面地に市街地を形成していることによる交通の便の悪さ等により、平野部への住替えが促進され、斜面地の管理不全空き家の問題が深刻化している、呉市を啓発モデル事業の対象とし、空き家の適正管理等をテーマとした講演会を行った。

今年度は、呉市の他江田島市においても、空き家の活用をテーマとした講演会を開催することで、適正管理後の活用の促進を図った。

講演会参加者の多くは、他人事ではなく自分の事としてとらえており、積極的に講演へ参加する姿勢を見ることができ、空き家問題への意識の高さをうかがう事ができた。

講演会の参加者の多くは、他人事ではなく自分の事としてとらえており、積極的に講演へ参加する姿勢を見ることができ、空き家問題への意識の高さをうかがう事ができた。

今後は、講演会後に参加者アンケート調査を行い、より効果的な講演会を開催し、地域住民の空き家問題への意識の向上につなげたい。

#### 4. 今後の課題

##### ①相談業務に必要な基礎情報の更新

各市町の空き家補助制度や事業者等の情報については、年々変わることから、定期的に更新作業を行う必要がある。

##### ②相談マニュアルの更新

各市町、関係団体の意見等を踏まえた上で、随時マニュアルの更新をすることで、現場に即した実効性のあるマニュアルにしていく必要がある。また、定期的に相談員相談会を行い、相談対応の課題や取組状況等を共有し、それぞれの相談対応に生かせるようにしていく必要がある。

##### ③HP公表内容の充実

事業者の一部を不動産コンシェルジュ中国地区協議会のHPで公表しており、今後も更なる情報の充実が望まれる。

##### ④状況に応じた相談対応

地域社会・地域経済の発展に貢献したい事業者は多く、課題を整理し、それぞれの分野で力を発揮していただくようにしたため、相談窓口では、専門的な知識はそれほど必要なく、聞き取りや取次を重要視し、専門家の負担軽減に努めた。相談員は広く浅くの知識では問題解決にならず、各専門家も他分野が絡むと素人となる。また、相談者が誤った認識を持っている場合の対応が難しくなるため、必ず複数人で情報共有・連携を行うことでトラブル防止に努めた。個別相談会では、1組当たり2～3人の業種の異なる複数の専門家が同席すると、問題解決が進みやすく、他業種の知識も勉強になるため、専門家からの評判はよかった。

##### ⑤所有者や移住者のマインドを刺激する講演会の開催

空き家所有者や移住者に直接的に空き家の活用・適正管理等の対策を働きかけるために、実施の所有者や移住者の空き家に関する失敗・成功談などを盛り込んだ講演会等を開催していくことも必要と考えられる。

#### 5. 今後の展開

- ・相談窓口を継続に向けては、相談窓口運営費の捻出が課題であり、当面は簡易査定の有料化や条件の厳格化など、事業継続のために、事業規模を縮小せざるを得ないが、県・市町から相談窓口運営費の捻出も検討いく必要がある。
- ・市町が無償で利用する宅建協会の空き家バンクシステムの拡張を行い、全国規模のホームページへの掲載を検討している。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期	平成 26 年 6 月		
代表者名	広島県空き家対策推進協議会 会長 石岡 輝久		
連絡先担当者名	浜岡 和史		
連絡先	住所	〒730-8511	広島県広島市中区基町 10-52
	電話	082-513-4166	
ホームページ	<a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/akiya/">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/akiya/</a>		